

第1号様式（第6条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名)	
令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金の交付を申請します。	
補助対象事業の名称	
補助対象事業の区分	・地域連携事業 ・まちづくり事業 ・設立初期団体支援事業 ※該当する事業区分を囲んでください。
補助対象経費の総額	金 円
補助の基準額	補助対象経費の総額 × 3分の2 = 円 ※1,000円未満の端数切り捨て
補助金の申請額	金 円 ※補助の基準額以下で、かつ限度額以下
事業予定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

- (添付書類)
- (1) 事業計画書（第2号様式）
 - (2) 団体概要書（第3号様式）
 - (3) 収支予算書（第4号様式）
 - (4) 団体の規約、会則又は定款
 - (5) 構成員名簿
 - (6) 報酬規程 ※該当団体のみ
 - (7) その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第6条関係）

事業計画書

団体名

現状（課題）		
事業の目的		
申請した理由		
計画内容 ・日時、場所 ・対象者 ・具体的内容 ・周知方法 ・実施体制 ・事業の効果等		
選考の視点	公益性	・市民誰もが参加できる要素、不特定多数の市民の利益へつながる事項について記入すること
	地域性	・地域の特性を生かすための工夫、地域の課題やニーズの解決・実現への貢献、他の住民や地域との連携や波及効果を期待できる事項について記入すること
	自立性・継続性	・自主財源の確保や、行政や他団体との連携など、自立して事業を継続していくために特に努力している点があれば、記入すること
	独自性・先駆性	・市民活動団体ならではの活動、また、これまでにない（少ない）新たな取組を含む計画があれば、記入すること。
	発展性	・補助金を交付することで、どのように事業が発展していけるか、記入すること。
	その他	・上記以外でアピールしたい事項があれば記入すること。また、新たな試みがあれば、記入すること。

第3号様式（第6条関係）

団体概要書

団体の名称	(フリガナ)			
代表者の氏名等	氏名			
	住所	〒	—	
	電話		Eメール	
事務局連絡先	氏名			
	住所	〒	—	
	電話		Eメール	
	※日中連絡が取れる連絡先を記入すること。また、事務局欄には本事業の運営担当者の連絡先を記入すること（代表者との重複も可）。			
通知等送付先	代表者・事務局			
設立年月日	年 月 日 (特定非営利活動法人の場合、認証年月日)		構成員数	人
活動を始めたきっかけ				
活動の目的				
主な活動				
令和7年度 年間スケジュール	4月		10月	
	5月		11月	
	6月		12月	
	7月		1月	
	8月		2月	
	9月		3月	
年間予算額※	円			

※ 申請事業の予算を含めた団体としての年間予算額を記入すること。

第4号様式（第6条、第9条、第10条関係）

収支予算書
 (変更収支予算書)
 (収支決算書)

団体名 _____

1 収入の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合計		(補助対象経費の総額と同じ)

2 支出の部

費目	金額(円)	内容、算出根拠等
合計		(補助対象経費の総額と同じ)

- ※ 備品を購入する場合は他の費目とは別にし、品目等を記載すること。
- ※ 変更収支予算書の場合は、変更前の予算を上段に括弧書きし、変更後の予算を下段に記載すること。
- ※ 費目欄について、別表に掲げる費目に従い、記入すること。
- ※ 委託料及び備品購入費については、見積書等補助対象経費の算出根拠となるものを添付すること。

3 報償費

報償費の合計金額(円)	報償費に対する基準額
	(補助対象経費の総額)
	円 × 3分の1 = 円

※報償費の合計金額は、補助対象経費の総額の3分の1以内にとすること。

4 備品の購入（備品購入費を申請する場合、購入する備品について記載すること。）

購入備品の合計金額(円)	備品に対する基準額
	(補助対象経費の総額)
	円 × 3分の1 = 円

※ 購入備品の合計金額は、補助対象経費の総額の3分の1以内にとすること。

第5号様式（第8条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付・不交付決定通知書

焼 ー 号
令和 年 月 日

様

焼津市長



令和 年 月 日付けで申請のあった補助金については、下記のとおり決定したので、令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 交付・不交付の決定 交付 ・ 不交付
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付の条件 焼津市補助金等交付規則及び令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 4 そ の 他

第6号様式（第9条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業変更・中止承認申請書

令和 年 月 日

（宛先）焼津市長

申請者

所在地

団体名

代表者（職・氏名）

令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、事業の変更・中止の承認を受けたいので関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定

令和 年 月 日付け焼 一 号

2 申請の内容

3 申請の理由

※ 代表者欄は、役職及び氏名を記載するものとします。

（添付書類）

- （1） 変更収支予算書（第4号様式）
- （2） その他市長が認める書類

第7号様式（第9条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業変更・中止承認通知書

焼 一 号
令和 年 月 日

様

焼津市長



令和 年 月 日付けで申請のあった焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金に関する補助対象事業の変更等については、下記のとおり承認したので、令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱第9条第3項の規定により通知します。

記

1 承認する事項

変更
中止

2 補助金変更決定額

(1) 交付決定額 金 円
(2) 変更決定額 金 円

3 指示事項

第8号様式（第10条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日	
(宛先) 焼津市長	
申請者 所在地 団体名 代表者(職・氏名)	
令和 年 月 日付け焼 ー 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱第10条の規定により報告します。	
補助対象事業の名称	
補助対象事業の区分	・地域連携事業 ・まちづくり事業 ・設立初期団体支援事業 ※該当する事業区分を囲んでください。
補助金交付決定額	金 円
補助対象経費の総額	金 円
補助の基準額	補助対象経費の総額 × 3分の2 = 円 ※ 1,000円未満の端数切り捨て
補助金の算出額	金 円 ※ 補助の基準額以下で、かつ補助金交付決定額以下
事業実施期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで

- (添付資料)
- (1) 事業の実績（別紙）
 - (2) 収支決算書（第4号様式）
 - (3) 写真、パンフレット、その他事業の実績を示すもの
 - (4) 領収書又はその写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第9号様式（第11条関係）

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付確定通知書

焼 ー 号
令和 年 月 日

様

焼津市長



令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助金については、下記のとおり確定したので、令和7年度焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

- | | | | |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付確定額 | 金 | 円 |

第 10 号様式 (第 12 条関係)

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金請求書

金額				千			円

内訳 交付確定額 金 円
 概算払を受けた額 金 円
 差引請求額 金 円

令和 年 月 日付け焼 ー 号により交付の確定を受けた焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金として上記のとおり請求します。

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地

団体名

代表者(職・氏名)

⑨

振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 支所	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金概算払請求書

金額				千			円

内訳

	交 付 決 定 額	金	円
	概算払を受けた額	金	円
	今回概算払請求額	金	円

令和 年 月 日付け焼 一 号で交付の決定を受けた焼津市地域未来まちづくり公益活動事業費補助金について概算払の請求をします。

申請する理由

令和 年 月 日

(宛先) 焼津市長

所在地
 団体名
 代表者(職・氏名) ⑩

振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫	本店 支店 支所	口座 種目	普通・当座
口座 名義人	(フリガナ)		口座番号	

(添付書類) 資金状況調べ(第12号様式)

第 12 号様式（第 13 条関係）

資金状況調べ

単位：円

費目	月別	月～ 月	月～ 月	月～ 月	計
収入					
	小計				
	通計				
支出					
	小計				
	通計				
差引残高（通計）					

※ 未経過の月分については、見込額を計上すること。